

職場のお悩み
ありませんか？

相談無料

秘密厳守

労働悩みごと相談会

労働問題に詳しい 山形県労働委員会委員 が親身にアドバイス！



R7年度 開催日程

11/20 (木)	12/11 (木)	1/15 (木)	2/12 (木)	3/12 (木)
--------------	--------------	-------------	-------------	-------------

時 間 13:00～14:00

会 場 村山総合支庁本庁舎 6階
(オンライン相談も受け付けます)

対象者 労働者、事業主 など 相談員 労働委員会委員

予 約 開催日前日正午まで、電話またはEメールでご予約ください。
※オンライン相談をご希望の方は、Eメールでご予約ください。

予約・お問合せ先

山形県労働委員会事務局
☎ 023-666-7784

受付時間 8:30～12:00/13:00～17:15
(土日・祝日除く)

〒990-2492
山形市鉄砲町二丁目19番68号
村山総合支庁本庁舎 6階

事務局職員による相談は随時受け付けております。電話・Eメール・オンライン・対面での相談が可能です。

相談会の予約・事務局職員への相談はこちらへどうぞ↓

☎ 電話の場合

023-666-7784

✉ Eメールの場合



◀ 相談会のご予約は
「予約申込フォーム」から



◀ 事務局職員への相談は
「お問い合わせフォーム」から

労働悩みごと相談会では、 労使間トラブルでお悩みの方の相談に応じます。

●相談の対象は？

労働条件やその他労使関係に関するトラブルなどが対象となります。

例：賃金等に関する事項（賃下げ、一時金、諸手当、退職金等）

賃金以外の労働条件に関する事項（労働時間、休日・休暇等）

人事等に関する事項（退職、解雇、配置転換、出向、パワハラ、セクハラ等）

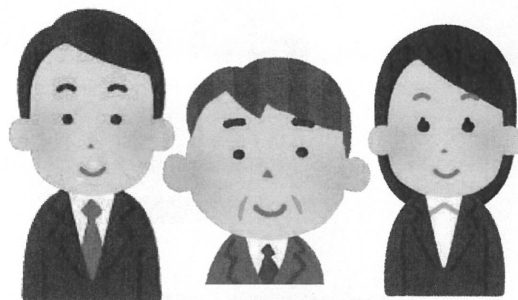
●相談員は？

労働問題について経験豊かな**山形県労働委員会の委員**が、相談に応じます。

労働委員会とは？

●県の行政機関

労働組合や個々の労働者と使用者との間の紛争を公正・中立な立場で、迅速、円満に解決するための県の行政機関です。



労働委員会

●労働委員会の委員

山形県労働委員会は、公共の利益を代表する

公益委員 5 名（弁護士、大学教授など）、労働者を代表する労働者委員 5 名（労働組合の役員など）、使用者を代表する使用者委員 5 名（会社の役員など）の計 15 名の委員、公労使の三者構成です。

●労働委員会の主な仕事

個別労働関係紛争のあっせん

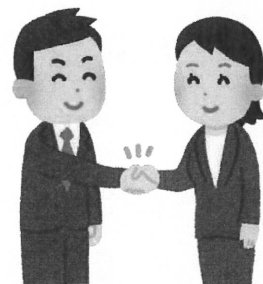
個々の労働者と使用者との間の労働関係に関する紛争（個別労働関係紛争）のあっせんを行い、解決を援助します。

労使紛争の調整

労働組合と使用者との間の紛争のあっせん等を行い、解決を援助します。

不当労働行為の救済

不当労働行為の存否の判断、原状回復のための命令等を行います。



一健全な労使関係を築くために一
労使間のトラブル解決に向けてお手伝いします。

<お問合せ先>

山形県労働委員会事務局 ☎ 023-666-7784



☞ホームページ
はこちらから！